

# 七尾市通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

令和8年3月

七尾市通学路安全推進会議

版	変更内容	変更日	変更者
初	・新規作成	2015/09/24	七尾市教育委員会事務局 教育総務課
2	・防犯の観点を加え、全面改訂	2019/10/01	七尾市教育委員会事務局 教育総務課
3	・七尾市の担当課名称の変更により 一部を修正	2022/10/01	七尾市教育委員会事務局 教育総務課
4	・七尾市の担当課名称の変更及び子ども の視点による安全点検・検証を行う 文言の明記により一部を改訂	2026/03/02	七尾市教育委員会事務局 教育総務課

## 1. プログラムの目的

平成24年以降、全国各地で登下校中の児童生徒の列に自動車が突入し、数多くの死傷者が発生するということを受け、各小学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者等が連携して緊急合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

このような取り組みを今後も継続的に実施するため、平成27年7月に関係機関の連携体制を基盤とした「七尾市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

その後、平成30年5月に下校途中の7歳の児童が殺害され、未来ある尊い命が奪われるという、痛ましく、許しがたい事件が発生したことを受け、平成30年6月22日に閣議決定された「登下校防犯プラン」において示された防犯の観点も加え、「七尾市通学路安全プログラム」と名称を変更するとともに、内容の見直しを行いました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が更に連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関との連携を図るため、「七尾市通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置します。

推進会議では、「小中学校が実施する通学路点検の結果」「道路管理者の対策実施状況」「警察の道路規制、信号機等の設置計画」などの情報を定期的に交換・協議し、本プログラムに沿って通学路の安全対策を着実に実施していきます。

### 構成機関

#### 学校関係

七尾市小中学校校長会

七尾市PTA連合会

#### 地域

七尾市町会連合会

#### 国

国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所 能登国道維持出張所

#### 石川県

石川県土木部中能登土木総合事務所

#### 警察

七尾警察署 交通課

七尾警察署 生活安全課

#### 七尾市

七尾市市民生活部 危機対策課

七尾市建設部 土木課  
七尾市建設部 都市建築課  
七尾市産業部 農林水産課  
七尾市教育委員会事務局 教育総務課  
七尾市教育委員会事務局 学校教育課

### 3. 学校における会議体の設置

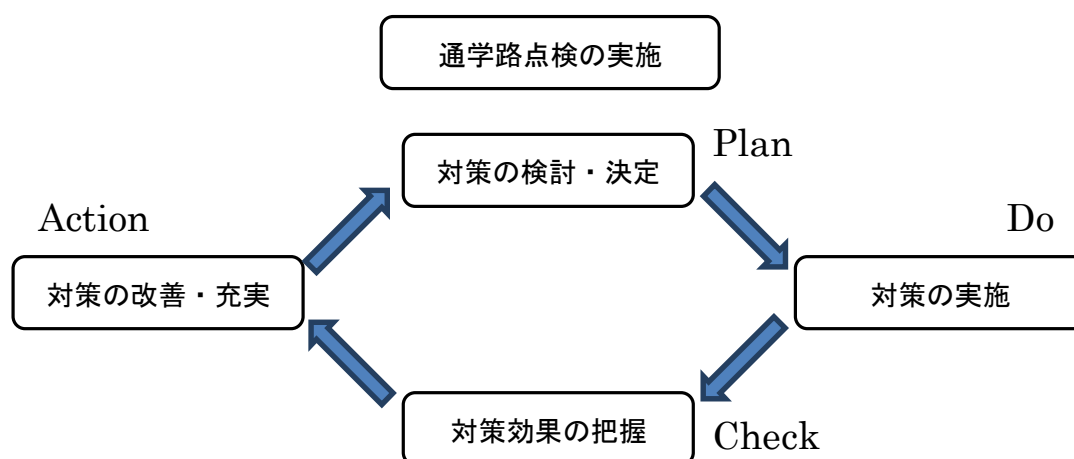
全小中学校において、通学路の安全対策を推し進める体制として、PTA、町会や見守り隊等をメンバーとする会議体（以下「学校連絡会」という。）を設置し、通学路の危険箇所を把握するとともに、安全対策の検討、対策実施後の評価及び各団体における取組・活動の情報共有をすることで、通学路の安全性の向上を図ります。

### 4. 取組方針

通学路の安全を確保するため、継続的に点検を実施し、対策実施後の効果を検証するとともに地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして実践し、本市通学路の安全性向上を図っていきます。

#### 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



#### (1) 通学路点検の実施

学校、PTA、町会等が連携を図り、在校児童生徒から得られた情報等を参考に毎年安全点検を行い、市教育委員会に通学路危険箇所一覧を提出します。

(2) 対策の検討・決定 (Plan)

提示された危険箇所に対して、教育委員会、道路管理者、警察等関連機関が相互に協力してソフト対策やハード対策の具体的な対策案を作成します。その際、必要に応じて学校、PTA、町会等を交えた合同点検を実施します。

(3) 対策の実施 (Do)

対策について関係機関が連携を図り、早期に取り組みます。

対策の実施にあたっては、これまでの対策の実施状況や危険の状況などを鑑み、優先順位を定め計画的に実施します。

(4) 対策効果の把握 (Check)

対策実施後の箇所等は、実際に期待した効果を在校児童生徒が安全になったと感じているのかを確認するため、聞き取り調査等により対策内容を検証します。

(5) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

5. 通学路安全確保に向けた年間スケジュール

4月～6月

危険箇所一覧の作成 対策の効果報告	<ul style="list-style-type: none"><li>・PTA、地元町会、見守り隊等、関係機関と協力し、通学路の危険箇所を把握する。</li><li>・交通安全だけでなく、防犯の観点でも確認を行う。</li><li>・対策が進んでいる箇所については、効果の確認を行う。</li><li>・学校連絡会において、危険箇所、効果の情報共有を行い、6月末までに各学校から教育委員会に報告する。</li></ul> ※危険箇所の把握、確認については4月からに限定するものではなく、各学校の実情に応じて1年の間で計画的に行うこととする。
----------------------	---

7月

危険箇所の精査・点検	・危険箇所の整理。(必要に応じて現場確認、学校へのヒアリングを行う)
------------	------------------------------------

8月～9月

合同点検・対策案の作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校、警察、道路管理者（県・国）と協議し、実現可能な対策案を作成する。</li><li>・必要に応じて関係者が集まり、現地での合同点検を行う。</li></ul>
-------------	--

10月

通学路安全推進会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・全体の進捗報告、情報共有を行う。</li><li>・必要に応じて、本プログラムの更新を行う。</li></ul>
-----------	---

11月～3月

学校毎の情報共有	<ul style="list-style-type: none"><li>・危険箇所の対策案、進捗状況等を学校連絡会等の場を通じて、PTA、地域と共有する。</li></ul>
----------	---

通年

対策の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・対策案に従い、順次対策を実施する。</li></ul>
-------	--

## 6. 箇所図、箇所一覧の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために校下ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、七尾市ホームページ等を通じ内外に公表します。ただし、児童生徒の安心・安全確保の観点から、防犯の観点での危険箇所に関しては非公表とします。

### 【通学路の定義】

・学校（校長）が中心となって通学路案を作成し、その指定したい通学路の安全確認を学校連絡会（学校、PTA、地元町会、見守り隊等、関係機関）が交通安全面だけでなく、防犯の観点でも確認を行います。その指定したい通学路を市教育委員会が関与・承認していきます。